

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 18 号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成 12 年岩手県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後						
1	(建築物に関する確認申請手数料) 第11条 [略] 2 [略]	(建築物に関する確認申請手数料) 第11条 [略] 2 [略] 3 法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請をする者は、申請に係る建築物の計画が法第20条第 2 号又は第 3 号に定める基準（同条第 2 号イ又は第 3 号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第 2 号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第 3 号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）を適用したものであるときは、第 1 項の規定にかかわらず、同項の手数料の額に、当該構造計算 1 件につき、次の表の左欄に掲げる床面積（構造計算が行われた部分に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（同条第 2 号イ又は第 3 号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラムによるもの（当該構造計算に係る記録が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で提出された場合に限る。）にあつては、同表の右欄に定める額）を加えた額の手数料を納付しなければならない。 <table border="1"><tbody><tr><td>1,000平方メートル以内のもの</td><td>188,000円</td><td>137,000円</td></tr><tr><td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル</td><td>247,000円</td><td>167,000円</td></tr></tbody></table>	1,000平方メートル以内のもの	188,000円	137,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル	247,000円	167,000円
1,000平方メートル以内のもの	188,000円	137,000円						
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル	247,000円	167,000円						

<u>ル以内のもの</u>		
<u>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>281,000円</u>	<u>183,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</u>	<u>370,000円</u>	<u>227,000円</u>
<u>50,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>668,000円</u>	<u>375,000円</u>

(建築物に関する計画通知審査手数料)

第11条の2 法第18条第2項の規定により、県の建築主事に対して計画の通知をする者は、通知に係る建築物の計画が法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）を適用したものであるときは、当該構造計算1件につき、前条第3項の表の左欄に掲げる床面積（構造計算が行われた部分に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの（当該構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。）にあつては、同表の右欄に定める額）の手数を納付しなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第16条 法第7条の3第1項の規定による中間検査を申請する者は、中間検査申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。

[略]
-----

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第16条 法第7条の3第2項の規定による中間検査を申請する者は、中間検査申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。

[略]
-----

<p>2 (自動車車庫等の敷地の出入口)</p> <p>第9条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものの敷地の自動車の出入口は、次の各号(当該敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けたときは、第1号を除く。)のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 小学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>、幼稚園、児童福祉施設等又は公園の出入口から20メートル以内の道路</p> <p>2 [略]</p>	<p>(自動車車庫等の敷地の出入口)</p> <p>第9条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものの敷地の自動車の出入口は、次の各号(当該敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けたときは、第1号を除く。)のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 小学校、<u>特別支援学校</u>、幼稚園、児童福祉施設等又は公園の出入口から20メートル以内の道路</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成19年4月1日から施行する。